

★保育所の入所受付を行います★

受付期間 平成17年12月19日～平成18年1月13日

入所を希望される方は、町内各保育所に備え付けてある「保育所入所申込書」と「家庭状況申告書」に必要事項をご記入の上、希望する保育所に提出ください。（継続入所の場合は、「家庭状況申告書」のみで結構です。）

このときに、保護者の就労状況に応じて「雇用証明書」などの提出が必要です。

なお、定員に余裕がない場合、希望する保育所に入所できないことがあります。ご了承ください。

また、年度途中において、やむを得ない事情により家庭で子どもを保育することができなくなった場合は、随時受け入れを行います。

★保育所入所基準

- ①児童の親が家庭外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- ②児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- ③死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合
- ④親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があるなど、その児童の保育ができない場合
- ⑤その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいるため、親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合
- ⑥火災、風水害、地震などの災害があり、その家屋を失ったり破損したりしたため、その復旧の間、児童の保育ができない場合

★乳児（0歳児）保育

乳児（6ヶ月以上）の保育は、近永保育所・さくら保育所・みどり保育所で実施しています。

★早朝保育

早朝保育は、月～土曜日の間、最大午前7時30分から全保育所で実施しています。ただし、両親・祖父母ともに午前8時以降の登所が困難な家庭に限ります。

★いのこり保育

いのこり保育は、月～金曜日の間、最大午後6時まで町内全保育所で実施しています。ただし、次に掲げる児童とします。

- ①核家族で、両親が家庭外勤務をしている家庭の児童
- ②両親が家庭外勤務で、祖父母も家庭外勤務をしている家庭の児童
- ③両親が家庭外勤務で、祖父母が同居の場合でも病弱または高齢で送迎や保育ができない家庭の児童
- ④母子・父子家庭で、母または父が家庭外勤務をしている家庭の児童
- ⑤母親が産後の療養が必要と認められ、送迎や保育ができない家庭の児童
- ⑥前号のほか、町長が特にいのこり保育が必要と認めた家庭の児童

早朝・いのこり保育とも、それぞれに申請することが必要なため、「保育所入所申込書」と「家庭状況申告書」等と併せてご提出ください。なお、早朝・いのこり保育にかかる追加保育料は無料となっています。

保育所入所に関することは、各保育所または町民課児童福祉係（☎45-1111 内線217）まで、お問い合わせください。

保 育 所 一 覧

保育所名	所在地	電話番号	定 員		
			1歳未満児	1歳以上児	計
近永保育所	大字近永1215番地1	45-0437	2	118	120
さくら保育所	大字奈良4070番地	45-0438	5	75	80
好藤保育所	大字東仲613番地2	45-0003	0	50	50
清水保育所	大字清水1053番地	46-0230	0	40	40
小松保育所	大字延川38番地1	48-0213	0	45	45
小倉保育所	大字小倉865番地1	47-0530	0	35	35
みどり保育所	大字下鍵山303番地	44-2146	3	57	60
合 計			10	420	430